

離婚母子家庭の直面する 養育費不払い問題に関する考察

上村昌代 (京都女子大学大学院現代社会研究科博士後期課程)

要約

離婚母子家庭にとって、別れた父親から養育費を継続して受け取ることは難しい。父親が養育費を支払わない理由には、支払能力の問題、支払意思の問題がある。本稿では、国や福祉団体が行った実態調査、母子家庭の支援団体会員へのアンケート調査結果から、支払わない父親に対する母親の受け止め方を、裁判例の事実内容から父親の主張をそれぞれ分析した。その結果、支払わない理由には、父親の支払能力・支払意思の欠如の他に父母間の葛藤の激しさが原因と推認されるものが多いことが明らかになった。また、父親の連絡先不明により養育費を請求することができない、あるいは、母親自身が父子を会わせたくないで養育費を請求しないという養育費の確保を一層困難にさせる状況があることもわかった。近年、父親の減収や再婚を理由に父親から減額を請求するケースや、子の進学に伴う教育費負担増により母親（又は子）が増額を請求するケースが増えている。今後は、離婚後の子の健全な成育環境を安定させるために、制度の確立、国、自治体と民間組織が連携して、父母に対して子の養育費への重要性を理解させる教育、養育費問題を含めた離婚問題に関わるカウンセリングを行うことが早急に求められる。

キーワード：離婚、養育費、父親、支払能力、支払意思

はじめに——本研究の目的と方法

子を引き取って離婚した多くの母親が直面する問題の1つに、子育て費用の負担がある。子と別れた父親は、原則として子の養育にかかる費用を負担しなければならない。養育費は母子家庭の家計にとって重要である。しかし、現実には、離婚の際に養育費に関する取り決めがなされていない¹⁾、あるいは取り決めをしたにもかかわらず支払われていないケースが多くみられる。離婚する父母間の葛藤や離婚後の事情によって養育費の支払いが行われず、子の健全な成育が妨げられることもある。このように子の尊厳が守られていない状況を、社会は放置すべきではない。離婚後の養育費問題は、子の経済的利益、そして子の福祉という観点から重大な課題であるといえよう。

本稿は、とくに離婚の際に取り決めた養育費を監護者でない父親が継続して支払わない問題を取り上げ、その背景・原因を解明し、具体的な解決法を提示することを目的とする。継続して支払わない原因には、支払能力の問題、支払意思の問題があるといわれる。そこで、第1に、国や福祉団体による養育費に関する実態調査結果報告書（以下、「報告書」と記す）のデータを示して、養育費の受給の実態を確認する。第2に、母親は、父親が養育費を支払わない理由を何であると考えているのかについて、「報告書」や母子家庭の母親に対するアンケート調査結果を参照にして考察する。第3に、父親は、自分が養育費を支払っていない状況についてどのような主張を述べているのか、裁判

例にあらわれた事実によって整理する。第4に、養育費確保に向けての各機関による取り組みを紹介し、最後に、離婚後の子の経済的支援という観点から、養育費確保の方策を提言する。

本研究の方法は、以下の5つのデータの分析を踏まえて考察する。

①厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」(以下、「厚労省報告」と記す)

2006年、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象に、平成12年国勢調査により設定された調査地区から無作為に抽出した1,800地区の対象世帯及びその世帯員を客体として、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。集計客体総数は、母子世帯1,517世帯、父子世帯199世帯、養育者世帯30世帯であった。なお、調査結果は、2006年11月1日現在の数値である。本稿では、母子世帯1,517世帯の回答を用いる。

②財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会「平成21年度養育費を確保するための調査研究事業報告書」(以下、「全母子協調査報告書」と記す)

2009年、全国の母子寡婦福祉加盟団体の14団体の母子部会員1,400名、全国の母子家庭就業自立センター(10箇所)への相談者1,000名の計2,400名に調査書を配布して実施した。回答は、母子部会員817名、自立センター利用者481名の計1,298件であった。なお、調査期間は、2009年8月1日から同年12月31日である。

③最高裁判所事務総局家庭局「養育費支払の実情調査」(以下、「最高裁家庭局調査」と記す)

2001年8月、最高裁事務総局家庭局が、東京家庭裁判所および大阪家庭裁判所の協力を得て、東京家庭裁判所（本庁）および大阪家庭裁判所（本庁）において、2000年1月から同年6月までの間に調停成立で終局した離婚調停事件のうち、養育費の取り決めがされたものを、各100件無作為に抽出し、養育費を受領する権利者に対して照会書を送付して回答を求める方法で実施した。送付数200件のうち、回答数は97件であった。

④養育費に関する裁判例

平成以降の離婚後の子の養育費をめぐる争いに関して、判例データベースで「離婚後」、「養育費」で検索してヒットした事例から、父親の請求理由や言い分があったものを抽出した。

⑤福岡母子アンケート調査

2010年11月、母子家庭の支援団体である「NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡」の会員（法人スタッフを含む）へのアンケート調査を実施した。法人の協力により会報紙にアンケート用紙を同封して回答を求める方法で実施した。送付数110件のうち、回答者は33件（回収率30.0%）であった。母親の年齢層をみると、20代1名、30代10名、40代14名、50代7名、60代1名であった。これを母子家庭になった理由別にみると、離婚29名（うち、協議離婚18名、調停離婚7名、裁判離婚3名、不明1名）、調停離婚手続中2名、非婚（未婚）2名となった。

1. 養育費の受給状況（表1）

「厚労省報告」および「全母子協調査報告書」によれば、子を引き取った母親が養育費を「現在受け取っている」と回答した割合は全体の約20.0%にすぎない。これとは対照的に「全く受け取ったことがない」と回答する割合は全体の半数を超える。なお、両調査では、離婚方法として、協議離婚、調停離婚、裁判離婚のいずれも含んでおり、離婚後の経過年数も長ささまざまである。また、「最高裁家庭局調査」では、調停離婚の成立後、約1年から1年半を経過した時点でのデータが示されているが、それによると、「期限どおり全額受け取っている」が最も多く全体の50.0%、次いで、「一部について受け取っている又は受け取ったことがある」が約24.0%、「期限どおりではないが全額受け取っている」が全体の約20.0%、「全く受け取ったこ

とがない」が約6.0%となっている。他の調査と比べて養育費の受け取る割合が高い理由として、調停の場でお互いが合意したこと、法的効力がある書面が作成されたこと、離婚後の経過年数が限定されていることが考えられる。わが国の離婚の約9割を占める協議離婚では、養育費の支払いについての明確な取り決めがなされない場合がほとんどで、そのため支払いが継続されないことが多い。また、離婚後、年数が経過することで、支払意思に変化が生じたり、再婚等による生活形態の変化や失業等による経済状況の変化によって支払いの継続が困難になると推察される。

2. 父親の養育費不払いに対する母親の受け止め方

2-1. 「調査報告書」から

離婚後に監護者でない父親が子の養育費を支払わない理由について、母親はどのように受け止めているのだろうか。以下、「全母子協調査報告書」と「最高裁家庭局調査」から、主なポイントであると見られる支払能力と支払意思に焦点を当ててその概要をまとめる。

支払能力に関する回答（複数回答）の内容は以下のとおりである。「全母子協調査報告書」では、「働いているが経済力がない」288件、「相手の再婚」98件、「借金・負債」28件、「失業」111件、一方「最高裁家庭局調査」では、「相手方にお金がない」5件、「よく分からない」11件、「その他（理由：父親の失業、再婚相手に子ができた等）」14件となっている。

支払意思に関する回答（複数回答）をみると、「全母子協調査報告書」では、「養育費は親の義務と考えていない」280件、「子に愛着がない」246件、「支払意思をなくした」116件、「子に会えない」44件、「失踪・居所不明」21件。一方「最高裁家庭局調査」では、「相手方にお金があるが、支払おうとしない」21件、「嫌がらせ」13件、「養育費の定め方や額への不満」6件、「相手の生活状況の変化」2件、「その他」10件となっている。

上記調査結果から、母親の多くは、父親が養育費を支払わない理由を支払能力よりも支払意思にあると受け止めている。支払能力に問題が生じる理由として、失業や再婚をあげる。一方、支払意思については、父親が養育費の支払いを義務と考えていない、子への愛着がないといった父親自身の意識、母親へのいやがらせ、養育費の

表1：養育費の受給状況

調査名 回答数 (構成比)	厚労省調査 1209 (100.0%)	全母子協調査報告書 1199 (100.0%)	最高裁家庭局調査 96 (100.0%)
現在受け取っている	230 (19.0%)	250 (20.9%)	67 (70.0%)*注1
一時にまとめて受け取った	(質問項目の選択肢なし)	6 (0.5%)	(質問項目の選択肢なし)
一部について受け取っている 又は受け取ったことがある	194 (16.0%)	242 (20.1%)	23 (24.0%)
全く受け取ったことがない	714 (59.1%)	649 (54.1%)	6 (6.0%)
その他・不明	71 (5.9%)	52 (4.3%)	0 (0.0%)

注1) 67(70%)は、「期限どおり全額受け取っている」48(50.0%)、「期限どおりではないが全額受け取っている」19(20.0%)を合わせたものである。

表2：アンケート調査にみる養育費の取り決め、および受け取り状況など

	年齢層	子どもの人数・属性	離婚方法	面会交流実施の有無(取決めの有無)	養育費取決めの有無	養育費の取り決め、父親からの受け取り状況など			
						取決方法	受け取り状況	母親が思う父親が支払わない理由	支払請求の予定の有無
1	30代	1人・小学生	調停	×(×)	○	調停調書	受け取ったことなし	—	—
2	40代	1人・小学生	協議	×(○)	○	私的文書	(記入なし)	経済力なし、借金	電話、手紙など
3	40代	1人・高校生	調停	×(○)	○	調停調書	受け取ったことなし	経済力なし、再婚	—
4	40代	2人・小学生、中学生	協議	×(×)	○	私的文書	受け取ったことなし	経済力・支払意思なし、所在不明、失業	—
5	40代	1人・中学生	調停	×(×)	○	調停調書	受け取ったことなし	支払意思なし、連絡先不明	—
6	40代	1人・就学前	裁判	×(×)	○	判決書	受け取ったことなし	支払意思なし	—
7	40代	2人・小学生、高校生	裁判	×(×)	○	判決書	現在の受け取りなし	連絡先不明	—
8	40代	2人・小学生	協議	×(○)	○	公正証書	不定期に支払あり	—	—
9	50代	1人・高校生	調停	×(×)	○	調停調書	現在の受け取りなし	経済力・支払意思なし、連絡先不明	調停申立予定

注)「—」は、事実に関する記述が見当たらなかったことを表したものである。

表3：養育費に関する裁判例

事例	裁判所名／裁判年月日 審一審判、決一決定、判一判決	終局結果	申立人	請求趣旨	①主な請求理由、 ②父親の不払理由	取り決めの種類	面会交流実施の有無(注)	父母の再婚(注)	出典 家一家庭裁判月報 判一判例タイムズ
1	東京家審平2.3.6	認容(確定)	父	減額	①父・母それぞれの再婚	公正証書	—	父、母	家42巻9号51頁
2	大津家審平2.2.13 大阪高決平2.8.7	一部認容 一部却下 取消・差戻	子	不払分	②離婚前からの母親との葛藤	不詳	なし	—	家43巻1号119頁
3	東京地判平4.2.28	一部認容(確定)	母	増額	②養育費の終期をめぐる解釈の相違	協議	過去にあり	—	判796号206頁
4	山口家審平4.12.16	認容(確定)	父	減額	①父親の減収、再婚	調停調書	—	父	家46巻4号60頁
5	広島地判平5.8.27	一部認容、 一部棄却(確定)	母	不払分	②父親の調停条項に関する解釈相違	調停調書	—	—	家47巻9号82頁
6	東京家審平9.10.3 東京高決平10.4.6	認容 取消・却下	母	増額	①子の教育費負担増、②調停合意どおりの養育費完済	調停調書	なし (母の希望)	父	家50巻10号130頁
7	名古屋地判平10.3.31 名古屋高決平10.7.17	却下 変更(確定)	母	不払分	②父親の借金	協議	—	—	判1030号259頁
8	札幌家審平10.9.14	却下(確定)	母	増額	①母親の生活苦	協議	—	母	家51巻3号194頁
9	神戸家姫路支審平12.9.4	却下(確定)	母	不払分	②借金、面会交流に不満	協議	現在、母が拒否態度	父、母	家53巻2号151頁
10	横浜家審平12.9.27 東京高決平12.12.5	却下 取消・差戻	子	増額	①子の教育費負担増、②調停合意どおりの養育費完済	調停調書	なし	父	家53巻5号187頁
11	福岡家審平18.1.18	却下(確定)	父	免除	②父親の退職	審判書	—	—	家58巻6号80頁
12	東京家審平18.6.29	認容(確定)	父	減額	②高額養育費支払いによる生活破綻	公正証書	—	—	家59巻1号103頁
13	大阪家岸和田支審平19.6.22 大阪高決平19.11.9	認容 取消・却下	母	増額	①子の教育費負担増、②調停合意どおりの養育費完済	協議	—	父、母	家60巻6号55頁
14	東京家八王子支審平19.7.19 東京高決平19.11.9	認容 却下	父	減額	①事業拡大による借金	協議	—	父	家60巻6号43頁
15	福島家会津若松支審平19.11.9	認容	父	減額	①再婚相手の出産	公正証書	—	父	家60巻6号52頁
16	さいたま家越谷支審平22.3.19 東京高決平22.7.30	却下 取消・認容	子	増額	①子の教育費負担増、②判決で命じられた養育費完済	判決書	なし	父	家63巻2号145頁

注)「—」は、事実に関する記述が見当たらなかったことを表したものである。

金額に不満である、母親が子と会わせないからといった父母間の葛藤が関連していると考えている。

2-2. 福岡母子アンケート調査結果から

養育費に関する質問に回答があったのは25件あり、うち、離婚の際に取り決めをしたと回答したのは19件であった。さらに、現在の受け取り状況を見ると、「約束どおり支払われている」1件、「期限どおりではないが受け取っている」1件、「現在は受け取っていない」2件、「受け取ったことはない」5件、「不詳」1件であった。これらのうち、離婚後に約束どおり養育費が支払われない9件について、母親が受け止めた理由(複数回答)を整理すると(表2)、「父親に支払意思がない」5件、「父親に経済力がない」4件、「連絡先又は所在が不明」4件、「失業」2件、「借金」1件、「再婚」1件となっている。支払わない父親に対する請求については、「その予定はない」と回答するものが半数を超える。(カッコ内は回答件数)

なお、本アンケート調査では父子の面会交流(面会交渉)²⁾に関しても回答を得た。本アンケートをみる限り、養育費の支払いが約束どおりなされていない9例のケースでは、面会交流も実施されていない。養育費の支払いと面会交流の実施には少なからず関連性があると思われる。

3. 父親が養育費を支払わない理由(表3)

養育費に関する請求には、母親又は子が父親に対して支払いを求めるケースと、父親が母親に対して減額、あるいは免除を求めるケースの2種類がある。ここでは、父親が養育費を支払わない主な理由をあげて、裁判所が養育費の算定や支払いの有無に考慮したか否かに区別して整理する。

3-1. 裁判例にあらわれた理由

近年の養育費請求の裁判例には、父親が約束した、あるいは請求された養育費を支払わない(支払能力がない、支払意思がないという両方の意味を含む)理由として次のようなことがあげられている。

①父親の主張が考慮された理由

- ・経済的な理由(会社の業績不振による役員報酬の減収【事例4】／高額な養育費支払いによる生活破綻【事例12】)

- ・再婚(母親の再婚相手と子との養子縁組【事例1】／父親の再婚相手の出産【事例15】)

②父親の主張が考慮されなかった理由

- ・経済的な理由(退職【事例11】／借金【事例7, 9, 14】)

- ・母親との葛藤(母親との金銭問題【事例2, 9】／調停条項の解釈をめぐる争い【事例3, 5】)

3-2. 裁判所の判断

親の未成熟子³⁾に対する扶養義務は、特別に程度の高い生活保持義務といわれるものである。裁判所は、両親が離婚しても父親は未成熟子に対して、原則として養育費を支払うべきであるとの見解を示している。従って、上記3-1②にあるような父親の責任で生じた経済的理由による養育費の減額ないし免除要求や母親との葛藤が大きいことを理由とする養育費不払い要求は、原則として認めていない。

しかし、父母間の取り決めで合意した後に、父親の負担義務の見直しが必要とされる相当な生活状況の変化があり、その変化が具体的に予想し得えなかったと認めた場合、裁判所は、事情の変更を考慮して養育費の減額、あるいは免除を認めている。上記3-1①では、母親の再婚相手と子が養子縁組した場合は、未成熟子の養子に対する養親の扶養義務は親権者でない者の扶養義務に優先するという養子制度の主旨⁴⁾から、また、父親の再婚相手に子が生まれた場合は、再婚相手の育児休業期間に限定してという条件を付して、父親の請求を認めている。なお、【事例8】、【事例9】の場合、母親からの養育費の請求について、その原因が母親自身、あるいは再婚相手の自己責任により生じた生活苦にあり、これを養育費請求に転嫁したことが明らかになったケースである。これらは、母親の権利濫用として却下されている。

3-3. 成年に達した子への養育費支払いと父親の思い

近年公表されている裁判例では、母親又は子が父親に対して大学進学にともなう教育費や学費の増額、あるいは養育費の分担義務の終期の延長を求めるケースがみられる（【事例6, 10, 13, 16】）。従前、裁判所は、成年に達した子に対する大学教育のための親の扶養義務について、一般には生活扶助義務にとどまるものであるとの考え方から、父親の負担義務はないと判断した裁判例もみられた（【事例10】の原審）。しかし、昨今では4年制大学への進学率が高まっており、そのための学費等の不足が生じた場合、約束どおり養育費を支払ってきた父親に対して、さらなる負担を求めるケースもある（【事例10, 16】の抗告審）。但し、裁判所は、あくまでも成年に達した子への扶養義務は生活扶助義務であることに基づいて、父親自身の再婚の有無、その家族の状況、父親の資力・意向などの諸事情を考慮してその分担割合を定めている。

3-4. 子との面会交流

本稿で取り上げた裁判例では、母親の要望により、父子の面会交流が全くおこなわれなままで養育費を支払い続けてきたもの（【事例6, 10, 16】）、父親の再婚を機に子との面会交流を拒否されたと主張しているもの（【事例9】）がある。しかし、父親は、養育費支払いについて、「申立人は、実の娘であるから、本人から頼まれればできるだけことはしてやりたい。」

（【事例10】）、「話し合いによる解決であれば、1か月当たり3万円を限度として支払う用意がある。」（【事例16】）と述べている。父親のなかには再婚して新たな扶養家族を抱えるケースもある。先述の、成年に達した子の学費等の支払いに関しては、扶養義務の程度（生活扶助義務）や父親の意向も考慮されることから、離婚後の面会交流のあり・なしは、父親の子に対する養育費の支払いを継続させる重要な鍵であるといえよう。そのためには母親が、面会交流に対する理解や、可能な限り父子の面会交流が行われるための協力が求められる。

4. 養育費確保に向けて

4-1. 行政機関や団体などによる取り組み

養育費の支払確保に関して、これまでも行政機関や日本弁護士連合会により、養育費立替制度などが提唱されてきた。最近では、2007年に、厚生労働省の委託を受けた「養育費相談支援センター」⁵⁾が東京に開設されている。このセンターは、養育費の取決め率・受給率の向上と、母子家庭等の生活の安定・子の健やかな成長を目的としている。しかし、当センターの主な業務は、養育費に関する相談に対するアドバイスや、これに応じる人材育成のための研修、情報提供などとどまっておらず、不払いや未払いの夫への働きかけは含まれていない。

4-2. 司法による支払履行のための方法と現状

家庭裁判所で定めた養育費が約束どおり支払われない場合、よく利用されているのは家庭裁判所へ履行勧告を申し出る方法である。これは権利者（多くは母親）からの申し出を受けて、家庭裁判所が履行状況を調査し、父親に対して養育費を支払うよう電話等で履行を促すものである。最高裁判所事務総局編『司法統計年報3. 家事編』から、2010年における金銭債務（扶養料、財産分与、慰謝料など。中心は養育費である。）の履行勧告の件数および履行状況をみる。件数は16,190件で、履行勧告の終局時の履行状況は、「完全履行」5,003件（30.9%）、「一部履行」3,637件（22.5%）、「不詳・その他」7,550件となっている。下夷美幸は、1990年代以降の履行勧告の利用状況について、1990年以降、履行勧告の利用状況は進んでいるが、その効果については「全部履行」の割合がほぼ30.0%で横ばいであること、不履行の中でも、まったく履行されないケースが増大していることを述べる。さらに、1998年の統計から、「全部不履行」の理由について、「履行意思なし」が38.0%であることを示して、この結果から、家庭裁判所の履行勧告には限界があると指摘する（下夷, 2008, pp.2-5）⁶⁾。

また、上記勧告に従わない場合、公正証書のような強制執行可能な文書がある場合には、地方裁判所へ強制執行の申立てを行う方法がある。2004年に改正さ

れた民事執行法により、将来の養育費をまとめて差押さえることや、支払わないことに対する制裁として金銭の支払いを命じる間接強制も可能となった。東京地方裁判所民事執行センターによる報告では、養育費等の債権に関する強制執行の申立件数は191件で、うち差押さえの対象が給与であるものは171件となっている（小川・吉川，2005, pp.5-6）。

5. おわりに——今後の課題

監護親でない親にも子への扶養義務があることは明らかである。親の離婚によって、子の健全な成育が妨げられるようなことがあってはならない。離婚後の養育費の取り決め状況は良好とはいえない。さらに、取り決め後の養育費の受け取り状況をみると、約束どおりに支払いが継続されている割合は低い。

養育費の支払いが継続してなされない理由には、父親側の支払能力の問題、あるいは支払意思の問題がある。これらの問題が生じた原因が明らかになれば、個々の事情に応じた対処が可能となるであろう。例えば、業績不振による減収や解雇のようにやむを得ない事情によるものと、自己のための借金や退職によるものでは、支払能力の欠如といってもその対処法は異なる。つまり、父親がお金はあるが支払意思はないことを主張しても、親の未成熟子に対する扶養義務は生活保持義務であるために、原則として父親の支払義務は免除されることはない。

養育費の取り決めをしても、その支払いが約束どおりに履行される保証はない。先の「全母子協調査報告書」の自由記述欄には、離婚後に父親の連絡先が不明となり養育費請求を諦める、父親に子会わせたくない、自分（母親）も会いたくないから養育費はもらいたくないといった内容が多くみられる。養育費が支払われていない多くのケースでは、離婚後の父子の面会交流がないことが確認された。離婚後の子の監護における養育費と面会交流とはそれぞれ別個に論じられるべきではあるが、密接に関連していると考えられる。先の「全母子協調査報告書」の自由記述欄の内容も踏まえると、母親は父親との葛藤よりも養育費を確実に受け取るという親としての責任を果たさなければならぬはずであり、自分の感情よりも子の健やかな成長を優先させるべきである。

以上のように、養育費問題の解決のためには、法律の改正⁷⁾も重要な要因であるが、具体的な第三者の関与が早急に求められる。例えば、経済的事情により支払いが困難な場合には、支払いが継続できるように養育費を徴収するための公的機関の関与を制度化すること、当事者の養育費に関する認識不足や取り決めの時点で十分に話し合いがなされていないケースが多いことが明らかであることから、父母への教育やカウンセ

ラーによる相談を取り入れた総合的な支援体制の確立が必要となる。

最後に、養育費は子の健やかな成長のために重要なものである。本研究での検討を通して、国、自治体および民間団体が連携した協力体制のもとで、養育費についての認識を高めるための父母教育、心のケアを含めたカウンセリングを行いながら支援することが求められていると思われる。

〔注〕

- 1) 養育費の取り決め状況は、厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告〈2006年11月1日現在〉」によると、「取り決めをしている」が38.8%、「取り決めをしていない」が58.3%となっており、養育費の取り決め率は4割に達していない。
- 2) 面会交流とは、離婚後、監護者がいるために子を養育していない親権者、あるいは、親権者でも監護者でないために子を養育していない親が、子に会ったり、電話をかけたり、手紙のやりとりをしたり、あるいはともに旅行に行ったりなどすることである（高橋ほか，2011：p.99）。以前の裁判所の判決、裁判例では、「面接交渉」という表現が用いられてきたが、近年では面会交流という語が用いられている。
- 3) 斉藤啓昭によれば、「未成熟子とは、本来、未成年者と区別された概念であり、親の監護なしに生存できない乳児、幼児、少年をいい、中学を卒業した15、16歳程度を目安とすると考えられている。しかし、近年では、中学又は高校卒業後、経済的に独立していない子の数はますます増えている。従って、未成熟子とは、一応20歳未満の者であると考えた上で、この中から現に稼働して経済的に自立し、あるいはそれが期待できる者を除くとするのが妥当である。」（斉藤，2002：p.166）。
- 4) 【事例9】神戸家庭裁判所姫路支部平成12年9月4日審判（『家庭裁判月報』53(2)：p.155）より抜粋。
- 5) 養育費相談支援センターHP（2012年1月7日確認）<http://www.lodn.ne.jp/fpic/youikuhi/>
- 6) 下夷によれば、1998年度までの『司法統計年報』には「全部不履行」の理由が示されているとのことである。
- 7) 2011年3月「民法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この改正案では、民法第766条の離婚後の子の監護に必要な事項として、面接交渉（面会交流）および養育費について取り決めることが規定されており、その際、子の利益を最優先して考慮することが求められている。衆議院HP議案審議経過情報（2012年1月7日確認）http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

〔参考文献〕

- 小川理佳・吉川紀代子，2005，「養育費の履行確保のための新しい強制執行制度について——東京地方裁判所民事執行センターにおける運用状況」『家庭裁判月報』57(9)：pp.1-28。
- 最高裁判所事務総局家庭局，2002，「養育費支払の実情調査の結果について」『家庭裁判月報』54(5)：pp.169-180。
- 最高裁判所事務総局編，2011，『平成22年度 司法統計年報3. 家事編』法曹会。
- 財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会，2010，『養育費を確保するための調査研究事業報告書』。
- 斉藤啓昭，2002，「成年に達した未成熟子の養育費」『判例タイムズ』1100：pp.166-167。
- 下夷美幸，2008，『養育費政策にみる国家と家族』勁草書房。
- 高橋朋子・床谷文雄・棚村政行，2011，『民法7 親族・相続（第3版）』有斐閣。
- （官公庁・民間団体ホームページ）
- 厚生労働省，2007，「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」（2012年1月7日確認）<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-setai06/index.html>
- 衆議院議案審議経過情報（2012年1月7日確認）http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm
- 養育費相談支援センター（2012年1月7日確認）<http://www.lodn.ne.jp/fpic/youikuhi/>